

# ☆過払い金返還請求☆

～完全マニュアル～

Ver 4.1



武富士:更生手続きの開始を2010年10月31日に決定  
武富士への過払い金返還請求は2011年2月28日まで

「債務整理・自己破産」ガイド

<http://hasan-saimu.com>

## 著作権に関して

☆過払い金返還請求☆完全マニュアル（以下、当マニュアル）は、著作権法で保護されている著作物です。

当マニュアルの使用に関しましては以下の点にご注意ください。

当マニュアルの著作権は、「債務整理・自己破産」ガイド（運営会社：株式会社グローバルプランニング）にあります。

無料で一人でも多くの方にお読み頂く為に、複製、引用は自由ですが、出典明記を必ずしてください。

なお、金銭授受を目的とした一切の行為を禁止とさせていただきます。

## 免責事項

当マニュアルの使用の一切の責任は利用者であり、このマニュアルを使用して損害が生じたとしても、著作権保有者は一切の責任を負いません。

## 困った時の司法書士・弁護士の検索

「債務整理・自己破産」ガイド <http://hasan-saimu.com>

- ・ 着手金 0 円の事務所
- ・ 全国対応。安心実績のある事務所多数
- ・ 女性も安心。女性の専門家が在籍する事務所 など

# ☆過払い金返還請求☆ ～完全マニュアル～

## {目次}

<u>はじめに・・・</u>	(p3)
① <u>過払い請求とは？</u>	(p4～)
② <u>金利の差はここまで大きい</u>	(p12～)
③ <u>過去の事例</u>	(p18～)
④ <u>取引履歴の取得</u>	(p20～)
⑤ <u>過払い金の計算をやってみよう！</u>	(p27～)
⑥ <u>過払い金を業者に請求</u>	(p35～)
⑦ <u>請求後の連絡</u>	(p40～)
⑧ <u>訴状の作成・提出</u>	(p44～)
⑨ <u>裁判にむけて・・・</u>	(p58～)
⑩ <u>裁判</u>	(p70～)
⑪ <u>裁判が終わったら・・・</u>	(p91～)
<u>おわりに・・・</u>	(p98)

## はじめに・・・

テレビCMや電車のつり革広告でよく見かける「過払い金返還請求」は2006年以降ものすごい勢いで全国に広まり、現在の過払い金の返還請求額は1兆円を越す勢いとなりました。

当マニュアルはこれまで過払い金なんて知らなかったという方々でも「過払い金返還請求」を理解し、過払い金を取り戻すことによって今の生活より良くなって欲しいという思いで作られました。

一通り読んで頂ければ「過払い金返還請求」のことが分かり、業者から過払い金の返還を受けられるようになります。

ただし、昨今の過払い金返還請求の増加が各金融業者の財政を圧迫している事も事実であり、ご自身での請求が困難になってきています。また、時間の経過と共に業者から支払われる過払い金が減少していくといった傾向も見られるため、時間がない方やご自身で過払い請求をする事に自信がないという方は専門家に依頼した方がいいでしょう。

## ① 過払い請求とは？

過払い請求とは、これまで契約取引を続けてきた業者から払いすぎたお金（過払い金）を返還してもらうための請求をいいます。

### (1) 「過払い金」の発生の仕組み

過払い金とは簡単に言うと、「**利息制限法**」と「**出資法**」の利息の差（グレーゾーン金利）によって生じるお金のことをいいます。

はじめに、それぞれ2つの法定利息の上限金利を比較してみます。

- ・ 「**利息制限法**」では以下のように「**金利率**」が定められています。

「10万円未満」 = 年**20%**」

「10万円以上100万円未満」 = 年**18%**」

「100万円以上」 = 年**15%**」

- ・ 「**出資法**」では以下のように「**金利率**」が定められています。

「年**29.2%**を超えての利息を設定してはいけない」



**ところで、この20%を超える金利での契約。利息制限法という法律を無視した立派な違法行為なのですが、何故業者はそういった契約を今まで締結することができたのでしょうか？**

**それは、利息制限法は違反をした時の罰則がなかったからなのです。**

**対する出資法では違反すると刑事罰（懲役・罰金）が課せられます。**

**もしあなたがお金を貸す側ならどうしますか？**

**違反しても罰せられない利息制限法をわざわざ守るか、利益優先で出資法の法定金利まで引き上げてお金を貸すか・・・**

**(この2つの曖昧にされた金利の差がグレーゾーン金利です)**

**もちろん後者ですよ。**

**業者ももちろん後者を選び契約取引を続けてきました。**

しかし数年前から、

**「グレーゾーン金利での契約は違法で、**

**利息制限法を上回る金利は無効である為に、**

**払いすぎたお金を返還しろ」**

という主張が多くなってきました。

そして最高裁でもそういった債務者の主張が判決により認められ、  
現在の過払い金返還請求の流れとなっていたのです。

ここでいう「払いすぎたお金」というのは、

**「利息制限法の超過利息分で、**

**その金額を元本に充当していくことによって発生した、**

**残存元本を上回った金額」**

のことを言います。

つまり、このお金こそが「**過払い金**」の正体なのです。

## **(2) ブラックリストは大丈夫？**

ブラックリストに登録されるのが怖くて過払い請求ができないという方が多くいらっしゃいます。

### **そもそも「ブラックリスト」とは何なのか？**

あなたはひょっとすると、金融各社が破産者等を記録した黒い台帳（ブラックリスト）を持っていて、密かにチェックしているのではないかと心配されているのではないのでしょうか？

しかし実際にはそういったリストや台帳は無く、ブラックリストというものはこの世に存在しません。

その代わりに、この世には各金融業者が所属しなければならない

**「個人情報情報機関」というものが存在し、その個人情報に個人の「債務の情報」や「支払いの情報」が記録されているのです。**

俗に言う「ブラックリストに載る」というのは、この個人情報に**「事故情報」**が載る状態のことを言います。

**「事故情報」**とは、債権移管や債務整理を行なった時に登録される情報のことで、このような情報が登録されると金融機関からの新規借入れや、クレジットカードを作ることが出来なくなります。

では、「過払い金返還請求」の場合にはどうなるのか？

3通りに分けてみていきましょう。

- ① **すでに完済をしている**
- ② **契約中だか引き直し計算をすると残存元本を上回る  
過払い金がある**
- ③ **契約中であり、引き直し計算をしても元本が残る**

① のようにすでに完済し、過払い金が発生しているという場合は「過払い金返還請求」です。過払い請求を行なうことによって、個人信用情報に事故登録はされません。

もし事故情報が載っているのであれば誤りですので記載した金融業

**者に連絡し削除をしてもらってください。**

**(個人信用情報は個人開示ができ、自分の情報を確認できます。**

**個人信用情報機関については95ページをご参照ください)**

**あまりにも過去の取引の過払い請求をするという方は、**

**消滅時効(過払い金の場合は10年)にも気をつけてください。**

**②のように契約中だが、引き直し計算をしたら過払い金が発生したという場合は①と同様です。以前は何らかの事故情報が個人信用情報に登録されていましたが、過払い金返還請求は債務者の当然の行為であって事故情報に当たらないという観点から完全に登録されなくなりました。**

**(念のため、個人信用情報は個人で確認することをお奨めします)**

**③のように契約中であり、引き直し計算をしても債務が残る場合は、過払い金返還請求ではなく、「任意整理」となり事故情報として登録されます。この場合の事故情報は削除することができませんので気をつけてください。**

**引き直し計算によって債務は残ったが元本は減るという場合には、  
「債務額確定通知書」を業者に対し送付し利息制限法に従った債務  
額を確定させます。**

**しかし、こちらが債務を背負っている分不利になるのは明白であり、  
最悪の場合、債務の一括返済等を強いられる場合もあります。**

**よって、この行為（任意整理）は専門家に依頼するのが賢明です。**

**利息制限法に基づいた引き直し計算を行い、算出された残債を完済  
したと言う場合には、「債務不存在確認書」を業者に送付することで、  
業者にこれ以上の債務は存在しないことを認めてもらいます。**

**この時点で業者が同意するケースも多いのですが、認めてもらえな  
い場合は債務不存在確認に関する訴訟を起こす事となります。**

## ②金利の差はここまで大きい

### (1) 2つの金利の差はどれだけ違うのか？

出資法と利息制限法の金利差はどれだけ違うのでしょうか？

下の表は「年29.2%の利率で50万円を借りて、その後30日おきに15,000円を20回支払った場合と、年18%の利率で同条件を計算した場合の比較表」です。

支払い回数	年29.2%の残高	年18%の残高	差額
1	497,000	492,397	4,603
2	493,928	484,682	9,246
3	490,782	476,853	13,930
4	487,561	468,907	18,654
5	484,263	460,845	23,418
6	480,885	452,663	28,222
7	477,426	444,360	33,066
8	473,884	435,934	37,951
9	470,257	427,383	42,874
10	466,544	418,706	47,838
11	462,741	409,901	52,840
12	458,847	400,965	57,882
13	454,859	391,897	62,962
14	450,775	382,695	68,080
15	446,594	373,357	73,237
16	442,312	363,880	78,432
17	437,928	354,264	83,664
18	433,438	344,264	88,933
19	428,841	334,602	94,239
20	424,133	324,552	99,581

おわかりになっていただけたでしょうか？

☆ **15,000円を20回支払った時の残高**

**年29.2%の時 = 424,133円も残っているのに対し、**

**年18%の時 = 324,552円まで減っています。**

その差はなんと約**10万円**です。

たった**10数%**の金利差に思えるかもしれませんが、**20回目**を支払った時点で既に**10万円**もの残高の差が発生しています。長期にわたっての返済の場合、この残高の差が**数十万、数百万**と増えていき、知らない間に借りている元金すらも大幅に上回っているのです。

金利について少し触れたついでに、**次ページ**より借金が減らないわけをご紹介します。

借金に**1度**手を出したら返せなくなったという方が多くいらっしゃると思いますがそれには理由があります。

ぜひ借金の怖さを再確認してください。

## **(2) 借金が減らないわけ**

ここでは借金の恐ろしさである、

**「金利の魔力」と「借金を返せない仕組み」**についてお話します。

これが分かれば借金に手を出すことはなくなると思うので・・・

今まで毎月遅れることも無く返済してきてにもかかわらず

なかなか完済できない。

そう思っていらっしゃる方は、「**金利**」というものがどれほど重荷に

なっているかを考えたことがあるでしょうか？

表があると分かりやすいので、13ページの表を用いて説明をします。

まず、返済1年後＝「12回目の支払い」を見てください。

- ・ 12回目までに支払った金額

$$15,000円 \times 12回 = 180,000円$$

- ・ 12回目の支払い時の残高

$$458,847円 \text{ (年29.2\%の利率の場合)}$$



ということは・・・

- ・ 1年で減った元本は

$$500,000円 - 458,847円 = 41,153円$$

1年間で18万円も返済したのにも関わらず、

元本は実に**41,153円**しか減っていません！！

そしてこの時期に起こるある錯覚が、

「**金利の魔力**」の世界にみなさんを引き込もうとすることです。

それは・・・

「**1年位返済してきたし、**

**借金もかなり減ってきているところかな～**」

という、かなり危険な錯覚。

**18万円も返済していることから、想像上の残高は35万円位になってしまい再び借入れを起こす人がこの時期になると多いのです。**

**この時期に借りられるのは、限度額が50万円だとすれば約4万円。**

**ここで、「今まで返してきた元本は4万円しかないのか！！」ということに気付けば相当救われるのですが・・・**

実際には、

「あれ～、なんか少ないな～」程度にしか感じず、

**結局、限度枠一杯まで再び借りてしまうことになります。**

**このような状況では、いつになっても残高が減少していくという事**

はありません。

そして金利の魔力に犯された時にやってくる業者からの電話・・・

**「今回、お客様のご融資枠を増枠できるようになりました。」**

嬉しくて「お願いします！！」と返事した方も多いのではないのでしょうか？

増枠をしてしまえば、後は業者の思惑通りです。

1度金利の魔力に陥ってしまった人は何も考えずに新規限度枠ギリギリの借入れを再び起こしてしまいます。

そうやって、いつの間にか借金がとんでもない額にまで膨れ上がり、気づいた時にはいくら返しても元金が微塵程しか減らない状況になってしまっているのです。

このように、**金利の魔力と、業者が作った借金を返せない仕組み**  
(=増枠)によって、借金は減ることができないようにできているのです。

### ③過去の事例

ここでは個人訴訟で過払い金を取り戻したMさんの事例を紹介します。

取引期間や取引内容で返還される金額は異なりますが、長期に渡る取引の場合にはMさんのように100万円単位でお金が戻ってくる場合もあります。

**Mさん 38歳の場合**

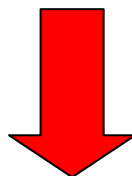
**借金理由：パチンコ資金**

**借入件数：消費者金融3社**

**借入期間：最長11年**

Mさんの場合、過払い請求をする1年前に全て完済していました。

**3社とも平均10年間の付き合いで、毎月返済⇔借入を繰り返して**  
ました。



**過払い請求をした結果**

T社	97万9857円
P者	65万4290円
S社	22万5380円
<hr/>	
合計	185万9527円

個人で過払い請求を行ったMさんが取り戻した合計は、

**185万9527円**です。

T社とP社は訴訟を起こしたので訴訟費用がかかっていますが、それらの費用を差し引いたとしても180万円は手元に残りました。

Mさんのように行動を起こすことによって、だれでも過払い金を取り戻すことが出来ます。

最後まであきらめずに頑張ってください。

## ④取引履歴の取得

「過払い請求」の仕組みはもう分かりましたね？

それではいよいよ過払い請求の進め方について説明していきます。

まず「過払い金」の有無を調べるために、ご自身が今まで借入れをしていた業者に電話をして、「**契約当初からの取引履歴の開示**」を請求します。

基本は**無料**です！！

業者によっては、「開示請求書」の記入のため最寄りの支店まで行かなければいけない面倒臭い場合や、経営危機の業者では取引履歴を送付するための切手代を要求される場合があります。

## **(1) 業者に「開示請求」の電話をします**

### **1、電話をかける所**

- ・ お手元のカードの裏面に書かれている電話番号
- ・ ネットで調べて代表電話にかけると担当部署に回してくれます
- ・ 「104」(番号案内)で調べられます **(有料)**

### **2、聞かれること (業者によって違います)**

- ・ **名前**
- ・ **住所**
- ・ **生年月日**
- ・ **開示理由**
- ・ **弁護士や司法書士に依頼しているかどうか?**

**(まれに聞かれることがあります)**

**この電話では緊張する必要はございません。**

**開示請求は契約者の当然の行為であり、自分の取引情報を確認するための唯一の手段であるため誰でも行なっていることです。**

**「開示理由」**については何でもいいですが、

**「自分の履歴を契約当初から確認したい」**と答えればOKです。

**「弁護士や司法書士に依頼しているかどうか？」**については、  
**正直に答えて大丈夫です。**

**この時点で、たまに高圧的な業者もいますがそういった業者には毅然とした態度で対応します。**

**あまりにもひどい対応や暴力的な態度をとられた場合には、会話を録音して「**財務局**」に通報しましょう。**

**業者によっては1回目の電話で、「取引履歴開示申請書」を送りますので記入して送り返してくださいといわれる場合があります。**

**この場合には、送られてきた取引履歴開示申請書に必要事項を記入の上、返送することで取引履歴を取得することができます。**

**取引履歴が手元に届くまでの時間は業者によって異なりますが、1週間～4週間程度で入手することができます。**

## **(2) 郵便物が家に届くのが困る場合**

「取引履歴」は店頭で手渡しをしてくれる業者もありますが、  
大抵は「**書留郵便**」で登録住所に送られてきます。

(中には大事な個人情報や普通郵便で送る業者もありますが・・・)

個人で過払い請求をする以上、業者からの連絡や郵便物は避けることが出来ません。

(**弁護士や司法書士に依頼した場合には、**

**業者との連絡等も含め全てのことを任せられます。)**

ここで問題になるのが借金を家族に内緒にしている方の場合です。

まれに郵便物で借金がばれてしまうので注意が必要です。

次ページからはこういった場合の対処法をご紹介しますので、

参考にしてください。

**1、郵便局に行き「不在届け」を提出します。**

「不在届け」と言うのは、届出住所に配達される郵便物を最高1ヶ月間郵便局が保管してくれるもので、申請書は窓口でもらえます。（委任状があれば提出は他人でも可能）

**2、書留郵便の追跡番号で郵便物の所在を確認。**

業者に「開示請求」をしたら数日後もう一度業者に電話をして、「**書留郵便の追跡番号**」を教えてください。この番号で下記の郵便局の「郵便追跡サービス」で位置を調べます。

<http://tracking.post.japanpost.jp/service/jsp/refi/DP311-00100.jsp>

**3、郵便局の窓口へ取りに行き取得成功！！**

郵便局のサイトで位置検索をし、最寄りの郵便局で保管されているなら取りに行ってください。（郵便局によっては休日も24時間OPENという窓口もあって便利です）

注：1、「不在届け」の場合、**世帯全員の郵便物が止まります。**

2、「不在届け」の提出は、**「開示請求」をする前に。**

**（郵便局の処理が遅いため届出は余裕をもって！）**

### **(3) 「借金をチャラにします」と言われた**

**「0円和解」と言われるものです。**

残債が残っている状態で「開示請求」をしたら、

「残債を0にしてあげます」と言われたというケースがあります。

この場合、**「過払い金」の発生している可能性が十分にあります。**

くれぐれも安易に和解をせず、まずは取引履歴を入手してください。

1度和解をしてしまうと、請求し直すことができません。

### **(4) 「取引履歴」がないと言われた**

**書面と電話でもう一度請求してください。** 開示される場合があります。保存期間にもかかわらず破棄した場合や、悪質な場合には損害賠償請求をすることも可能です。そういった場合には必ず書面で取引履歴を請求し、請求書面は裁判の証拠となるように大切に保存しておきましょう。

引き直し計算を行なう時点でどうしても取引履歴が手元にない場合、

**「推定計算」で計算をします。(次章参照)**

# 訴 状

捨印

訴状の提出日

平成21年〇月〇〇日

〇〇裁判所 御中

訴額が140万円までなら簡易、  
越す場合は地方裁判所へ提出。  
それぞれ自宅地域を管轄している  
裁判所へ！！

〒〇〇〇—〇〇〇〇

自分の住所

原告 自分の氏名 印

TEL 自分の電話番号

認印

## 送達場所等の届出

原告に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。

〒〇〇〇—〇〇〇〇

送付指定先住所

送付先の名前 (原告との関係 )

裁判所からの書面送達場所が自宅  
以外を希望の場合は届出る。

取得した登記簿どおりの所在地・会社  
名・代表取締役名を記入。代表取締役  
が複数名の場合は1名でよい。

〒〇〇〇—〇〇〇〇

業者の住所

被告 業者の正式名称

上記代表者 代表取締役 業者の代表取締役

TEL 業者の電話番号

過払い金返還請求裁判の正式名

事件名 不当利得返還請求等事件

最終取引日での過払い金元本のみ

訴訟物の価格 金〇〇万〇〇〇〇円

貼付け印紙額 〇〇〇〇円

ページ数

収入印紙代参照

1 / 3

最終取引日までの過払い金元本+利息

捨印

印

### 請求の趣旨

1 被告は原告に対し、金〇〇万〇〇〇〇円および内金〇〇万〇〇〇〇円に対する平成〇〇年〇月〇〇日から支払い済みまで、年5%の割合による金額を支払え。

最終取引日の翌日

最終取引日までの過払い金元本

2 訴訟に関する費用は被告の負担とする。

印紙代・切手代など

3 この判決は仮執行することができる。

との判決を求める。

必ず記載する

### 請求の原因

1 被告の表示

被告は全国に多数の支店を持つ、消費者に対して小口の貸付を行う関東財務局登録の貸金融業者である。

初回契約日

2 原被告との取引

原告は、平成〇年〇月〇日から、被告との間で、金銭消費貸借取引を継続して行い、借入、弁済を繰り返した（甲第1号証）。

取引をしていたという証拠  
(取引履歴)

3 被告の不当利得

被告の原告に対する請求金額は、利息制限法の範囲を超過する無効な利息を元に計算されたものである。したがって、超過利息の弁済については、元本に充当されるべきである。原告は、被告と契約をおこなった平成〇年〇月〇日から、平成〇〇年〇月〇〇日までの取引経過を、利息制限法所定の利息により、再計算した結果、別紙計算書（甲第2号証）の通り、金〇〇万〇〇〇〇円の過払い金が発生した。これについては、元本にないものを認知することなく支払ったものであるから、被告の不当利得金である。

最終取引日までの過払い金元本

初回契約日～最終取引

過払い金が発生しているという証拠  
(法定利息計算書)

捨印

印

#### 4 悪意の受益者

被告は貸金融業者であるから、利息制限法による引き直し計算をおこなえば、過払いになることを当然承知しており、原告から弁済を受ける際、これを知りながら弁済を受けてきた。よって被告は民法704条の悪意の受益者であるので、民事法定利率である5%の利息を付した。

民法第704条（悪意の受益者の返還義務等）

悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

（業者は過払い金が発生している事実を知りながら黙って利益を得ていたので、その金額に対し民事法定利率5%の利息を付して返還しなければならない）

5 よって、原告は被告に対し請求の趣旨に記載したとおりの判決を求める。

#### 証拠方法

- 1 甲第1号証 取引履歴（被告作成）
- 2 甲第2号証 法定利息計算書（原告作成）

提出する証拠にはそれぞれ甲第○号証と右上に赤字で記載する。

#### 付属書類

- |            |       |
|------------|-------|
| 1 訴状副本     | 1 通   |
| 2 甲号各証写    | 各 1 通 |
| 3 代表者事項証明書 | 1 通   |

裁判所には全て2部ずつ提出

- 1、訴状…正本  
副本  
(それぞれの訴状の右上に**正本・副本**を赤字で記載)

- 2、甲号各証とそれぞれの写し

自分用（原告用）も含めてそれぞれ**3部作成**してください。

訴状は以上です。

(サンプルは当マニュアルの書式で作成していますので、

実物の訴状とは文字サイズ等で違いが出ます)

複数枚になった訴状は左側2箇所をホッチキスでとめて完成です。

#### (4) 訴状の提出先

請求金額によって異なりますのでご注意ください。

- ・ 請求金額（訴訟物の価格）が140万円までの場合
  - 簡易裁判所
- ・ 請求金額が140万円を越す場合
  - 地方裁判所

自宅のある地域を管轄している裁判所に提出します。

※請求金額は訴状に記載した「訴訟物の価格」です。

過払い金元本だけの金額であって**利息分の金額は含みません。**

## Point

### < 簡易裁判所と地方裁判所の違い >

簡易裁判では想像以上にスムーズに事が進みます。

しかも簡易裁判では被告側社員の代理人出廷が認められます。

結論から言えば、被告である業者は弁護士に依頼しなくても社員を代理人に立て裁判所へ行かせればいいだけなので弁護士費用がかからないのです。

そして、お金が掛からないのだから裁判が長期戦になろうが関係ないということでいろいろと裁判を長引かせようとする場合もあります。

こういう状況を未然に防ぐために、代理人出廷が出来ない地方裁判所を始めから選んでおくということも1つの手段です。

では、訴額が140万円未満の場合にはどうしたらいいのか？

これは、数社まとめて140万円を越す訴額にした1つの訴状を作成することで、地方裁判所に提出することが出来ます。

(例)

A社	70万円の過払い請求	⇒	簡易裁判所へ提出
B社	50万円の過払い請求	⇒	簡易裁判所へ提出
C社	30万円の過払い請求	⇒	簡易裁判所へ提出



A社+B社+C社まとめて・・・

**150万円の過払い請求**

**⇒地方裁判所への提出が可能**

業者にとって地方裁判所での案件はお金が掛かるわけですから、そうなることを嫌い早期に和解する場合があります。

## **(5) 提出の際の持ち物**

- ・ 訴状（正本・副本）
- ・ 証拠（それぞれ2部ずつ）
- ・ 収入印紙代・切手代
- ・ 資格証明書
- ・ 印鑑（間違いがある場合、その場で訂正印として使います）

**訴状の提出は誰でもできます。**

**忙しければ誰かに提出をお願いすることも可能です。**

**裁判所に行くからといって緊張する必要もないですからご安心ください。**

## **(6) 代理人申請 (簡易裁判の場合)**

裁判では原告本人が出廷することになります。しかし原告本人が出廷できない場合は簡易裁判に限り、代理人許可申請が受理されれば弁護士資格がない者(身内・親族等)でも代理人になれます。

### **民事訴訟法第54条**

法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

代理人許可申請をする場合は訴状の提出と同時に行うと便利です。

### **必要なもの**

- ・ 代理人許可申請書 (次頁参照)
- ・ 収入印紙500円
- ・ 原告と代理人の関係がわかるもの (住民票・戸籍謄(抄)本等)

これは裁判官の裁量に従うものなので却下される場合もあります。

平	・	許	否
裁判官			

<b>訴訟用</b>
収入印紙500円 (消印しない)

<b>代理人許可申請書</b>	
事件の表示	平成 年 ( ) 第 号 原告： 被告： <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; color: red;">訴状提出段階では決定されていないので空白でOK</span>
申請の理由 <small>(複数選択可)</small>	<input type="checkbox"/> 本人が病気で出頭できないため <input type="checkbox"/> 本人が仕事の都合で出頭できないため <input type="checkbox"/> 事件の内容について詳しいため <input type="checkbox"/> その他 ( )
代理人の表示	住所： (〒 - ) 氏名： 電話番号： 申請人との関係：
上記の者を申請人の代理人とすることを許可してください。 簡易裁判所 御中 平成 年 月 日 申請人 <input type="checkbox"/> 原告 <input type="checkbox"/> 被告 <span style="float: right;">印</span>	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 住民票写し <input type="checkbox"/> 社員証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
<b>委任状</b>	
私は、上記「代理人の表示」欄記載の者を代理人と定め、上記訴訟事件について次の権限を委任します。 1 本件に関する一切の訴訟行為を行うこと 2 民事訴訟法第55条2項に定める訴訟行為を行うこと 平成 年 月 日 住所 申請人 <input type="checkbox"/> 原告 <input type="checkbox"/> 被告 <span style="float: right;">印</span>	

貼用印紙 500円	係印
--------------	----

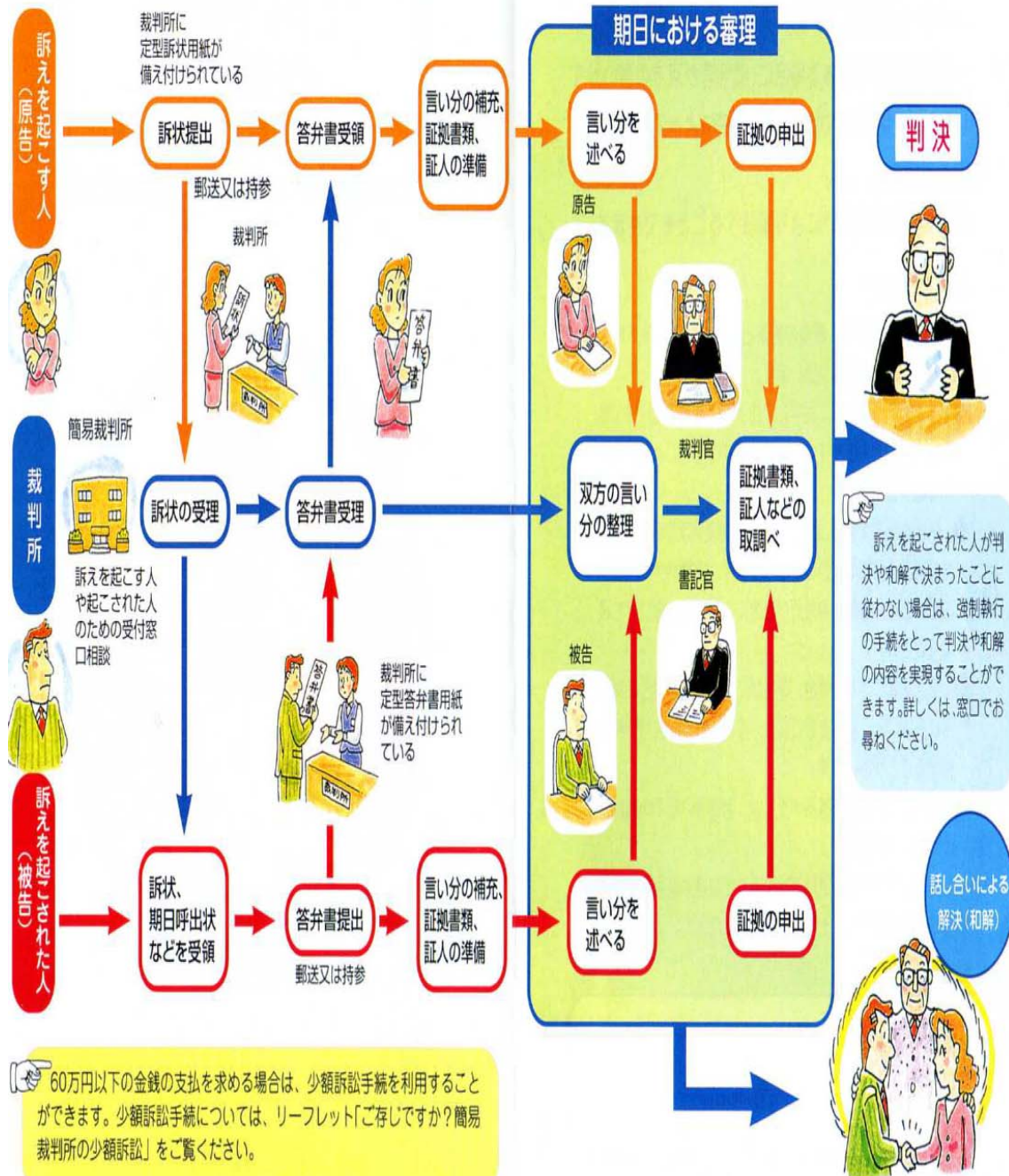
受付印
-----

※ 上の太い黒枠内について記入してください。  
 ※ 項目を選択する場合には、□欄に「レ」を付してください。

# ⑨ 裁判に向けて . . .

## (1) 訴状提出から裁判終了までの一連の流れ

### 手続の流れ



※簡易裁判所発行のリーフレットより

**訴状提出を終え訴えが受理されると、  
裁判所から事件番号の決定と第一回口頭弁論の期日、担当書記官に  
ついての電話連絡があります。**

**第一回口頭弁論は1ヶ月～2ヵ月後に行われます。**

**推定計算での訴訟等で不安な点がある方は、この間に昔の明細や通  
帳等の証拠集めをしておくといでしょう。**

**また、第一回口頭弁論期日までに業者の言い分である「答弁書」が  
届きますのでこれに対する勉強もしておきましょう。「答弁書」に対  
しては第二回口頭弁論の期日までに反論を「準備書面」にして提出  
します。**

**緊張されると思いますが、特段何の心配も要りません。**

**第一回口頭弁論には、被告側は大抵出廷してきませんので、事務的  
な処理だけで終了します。**

## **(2) 業者が取引履歴を開示してきた**

**再三の請求にもかかわらず、訴訟を起こした途端業者が「取引履歴」を開示してくる場合があります。**

**その時は速やかに引き直し計算をし、**

- ・ 「訴えの変更申立書」

**を作成して裁判所へ提出しましょう。**

**前回よりも訴訟額が上回るのであれば、足りない額の印紙を納付する必要があります。**

**裁判所を通した文書提出命令までも無視し、最後まで開示をしない悪質な業者に対しては、不法行為による弁護士費用・慰謝料等の損害賠償請求も可能です。**

事件番号 平成〇〇年（〇）第〇号  
不当利得返還請求事件

原告 〇〇〇〇  
被告 株式会社〇〇〇〇

### 訴えの変更申立書

平成〇〇年〇月〇日  
原告 〇〇〇〇 印

〇〇簡易裁判所 御中

原告は、被告に対する請求額を金〇〇円から、□□円に減額（増額）し、次の通り請求の趣旨を変更する。

#### 請求の趣旨の変更

- 1、 被告は、原告に対し、金□□円および内金△△円に対する、平成〇〇年〇月〇日より支払済みまで年5%の割合による金員を支払うこと。
- 2、 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決および仮執行の宣言を求める。

#### 請求の趣旨の変更

原告は、〇〇年〇月〇日、被告と継続的に消費貸借契約を締結し、同日金〇〇円を借入れ、その後〇〇年〇月〇日まで、甲〇号証記載の取引経過で借入れと返済を繰り返し行った。これを利息制限法の法定利息で計算すると、金□□円（内金××円は利息）の過払い金が発生した。被告は、貸金業者であり利息制限法の法定利息を超えて貸付をしていることを認識しながら、原告より返済を受けていた悪意の受益者であることから、5%の利息を付した。よって請求の趣旨を変更する。

以上

### **(3) 業者が和解を提案してきた**

#### **・第1回口頭弁論前**

**第一回口頭弁論前に業者から「和解をしましょう」と連絡が来る場合もあります。**

**ここでもやはり減額された和解案を出されると思いますが、折れないぞという交渉をした上で最終的にはご自身の判断で決定してください。**

**和解案に納得できず意見が食い違うようであれば、もちろん裁判を続けることになります。**

**第1回口頭弁論前に和解するのであれば合意書（44 ページ）を作成した上で原告と被告の間できっちり合意し、裁判所には「訴えの取下げ書」を提出するだけでOKです。**

**「話がついたので、訴えを取下げます」と裁判所に電話をすれば「訴えの取下げ書」と「手数料還付の申立て」を作成して送ってくれる場合もありますので、まずは電話で取下げの旨を伝えましょう。**

⑩

## 訴えの取下げ書

原告 ○○○○

被告 株式会社○○○○

上記当事者間の平成○○年(○)第○号不当利得返還請求事件について、  
訴えの全部を取下げます。

平成○○年○月○日

原告 ○○○○ ⑩

○○簡易裁判所 御中

# Point

## ～手数料の還付について～

第一回口頭弁論前に訴えを取下げた場合、4000円以上の収入印紙を納付しているのであれば規定額が還付されます。

(申立てをしない限り還付されません)

規定額は次の通りです。

8000円以下の場合 → 収入印紙代 - 4000円

8000円以上の場合 → 収入印紙代 ÷ 2

### ・ 手数料還付の流れ

① 手数料還付の申立て



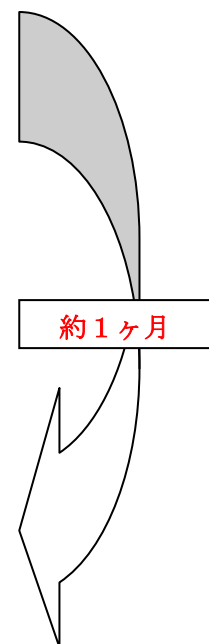
② 手数料還付決定書受領



③ 手数料還付決定書・還付金支払い請求書送付



④ 指定口座に振込み



## 手数料還付の申立て

平成〇〇年（〇）第〇号不当利得返還請求事件について，訴え手数料として納付した手数料〇〇〇〇円につき民事訴訟費用等に関する法律 9 条 3 項の規定により□□□□円の手数料の還付を求める。

平成〇〇年〇月〇日

申立人（原告）〇〇〇〇 ⑩

〇〇簡易裁判所 御中

・ **第一回口頭弁論後**

**第一回口頭弁論後、原告・被告の双方のやり取りで和解が成立した場合は訴訟外和解となります。**

**電話等で話がついた場合はしっかりと金額・支払期日を確認しておいてください。**

**下記の書類を作成し被告である業者に送付します。**

- ・ **和解書 × 2通（原告用・被告用）**
- ・ **訴えの取下げ書（提出には、被告の同意を認める押印が必要な為）**

**業者に押印してもらい、返送された「訴えの取下げ書」を裁判所に提出すると、裁判はなかったものとされ終了します。**

## 和解書

株式会社〇〇を甲、〇〇を乙として、甲乙間において下記の通り和解することとする。

1. 甲は乙に対し甲乙間の〇〇年〇月〇日に締結した継続的金銭消費貸借契約による過払い金の返還として、金〇〇万円の支払い義務があることを認める。
2. 甲は乙に対し、上記金額を〇〇年〇月〇日迄に、下記乙の口座に一括で振り込むこととする。

〇〇銀行

〇〇支店

普通口座

口座番号 〇〇〇〇〇

口座名義人 〇〇〇〇

3. 甲が前記の支払いを怠った場合は、甲は乙に年5%の遅延損害金を支払うものとする。
4. 甲が第1項の金額を支払った場合、乙は甲に対するその余の請求を放棄する。
5. 甲乙は、本和解書に記載された事項の他、債務債権の存在しないことを確認する。
6. 乙は、甲から第1項の支払いを受けた後、〇〇裁判所、平成〇年(〇)第〇号不当利得返還請求事件の訴訟を取下げ、甲はその取下げに合意する。
6. 甲および乙は、本和解の成立を立証するため、本和解書を2通作成し、各々1通を保管するものである。

平成〇年〇月〇日

甲 東京都〇〇区〇〇・・・  
株式会社〇〇

乙 東京都・・・  
〇〇〇〇 印

平成〇年（〇）第〇号  
原告 〇〇〇〇  
被告 株式会社〇〇〇〇

⑨

## 訴えの取下げ書

〇〇裁判所 御中

原告 〇〇〇〇 ⑨

上記当事者間の平成〇〇年（〇）第〇号不当利得返還請求事件について、訴訟外の和解が成立いたしましたので、被告同意の上、訴えの全部を取下げます。

平成〇〇年〇月〇日

本件の訴えの取下げに同意します。

〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都〇〇区・・・  
被告 株式会社〇〇〇〇  
上記代表者 代表取締役 〇〇〇〇 ⑨

- ・ **訴訟上での和解**

**第一回口頭弁論以降、訴訟上で和解（裁判期日に裁判所で和解）した場合は、両者合意のもと裁判所が「和解調書」作成してくれます。**

**この場合は、自分で「和解書」や「訴えの取下げ書」を作る必要が無く「和解調書」に基づいて過払い金が支払われることになり裁判は終了します。**

## ⑩裁判

過払い金返還請求（不当利得返還請求）の裁判において、業者の反論には以下のものが代表的です。

- ・「消滅時効」
- ・「推定計算」
- ・「みなし弁済」と「悪意の受益者」

「消滅時効」と「推定計算」に当てはまる方はしっかりと勉強しておいてください。過去に期間のあいた取引をされていた方や、推定計算によって過払い金を算出している方にとっては最も重要な争点です。

「みなし弁済」と「悪意の受益者」については過払い金返還請求を行なう全ての人にとって最重要ポイントになる為、よく理解しておく必要があります。

## **(1) 「消滅時効」**

### **・消滅時効とは？**

**始めに消滅時効についてお話しします。**

**お金の貸し借りの際には消滅時効というものが存在するのはご存知でしょうか？**

**一定期間を過ぎると債権がチャラになるというものです。**

**有名な例では、飲み屋での「ツケ」です。**

**居酒屋・飲食店で「ツケ」で飲み食いした場合、この債権は1年間で消滅します。(民法174条)**

**(悪用する人が出るといけないので詳しくは書きません)**

**このように、お金の貸借に関しては法律で時効が定められているのですが、もちろん過払い金にも時効が存在します。**

・ **過払い金請求における時効**

**重要**

**「過払い金請求の時効は最終取引日の翌日から10年」**

**過払い金の発生時からではないという点に注意してください。**

**平成21年1月22日の最高裁においても、**

**「特段の事情が無い限り、**

**過払い金の消滅時効は、取引終了時から進行する」**

**という判断がなされました。**

**最終取引日の翌日が10年以内なら全ての過払い金を請求できます。**

**では、裁判では何が争点になってくるのでしょうか？**

**消滅時効に関して争点になりやすいのは、主に次の2点です。**

- ① **消滅時効の発生する起算点（最終取引日の翌日から10年）**
- ② **取引の途中に残高が0になった空白期間がある場合**

・ **消滅時効が争点となる例**

**(例) 取引期間が合計で18年のAさんの場合**

**90年から取引をしていたAさんは97年に1度完済をしました。  
そして98年に再びお金を借りて、08年に完済をしました。**

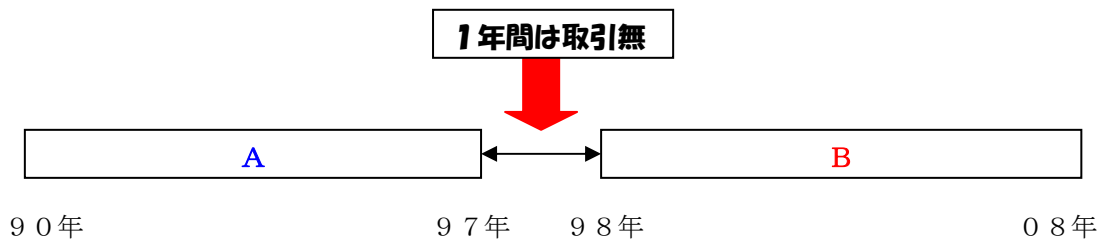
**訴状には90年からの引き直し計算によって算出した過払い金額を  
記したのですが、業者から以下のように反論されました。**

**「90年～97年と98年～08年までの取引はそれぞれ別で、  
97年までの取引に関しては時効により支払い義務は無い」**

**少しややこしいですね・・・**

**「業者の見解」と「Aさんの見解」を分けて説明します。**

## 業者の見解



**A**の取引は、最終取引日（**97年**）の翌日から**10年以上**経っているので時効。**B**の分しか払わない！！

### ・業者の主張（分断の主張）

**97年に一度完済している**ので契約は一度終わっている。

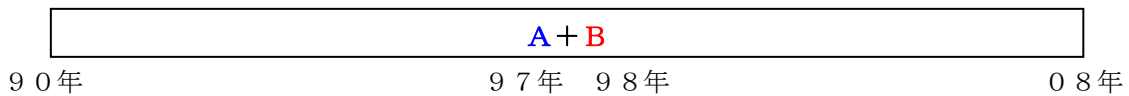
**98年からの取引は新たな契約**である。

よって**A期間の取引**については**最終取引日の翌日（97年）**から既に**10年以上**たっているので時効により支払う義務はない。

**B期間の分**だけを払うものとする。

## Aさんの見解

AとBは1つの取引だ！！



AもBも一連の取引なので、時効計算は08年から起算すべき！！  
よって、90年～97年の取引を別と考えた時効は成立しない！！

### ・ Aさんの主張 (一連取引の主張)

**90年から08年までの契約は1つのもの！！**

**正式な解約もしていないので18年間の取引を一連(1つ)のもの  
とみなし、全期間の取引における時効の起算日は08年の最終取引  
日の翌日からとすべき。**

**よって、18年間の取引において時効消滅は存在していない。**

・ **時効の考え方**

上記の例のように、業者側の主張を認めてしまうと、原告であるAさんは90年から97年の7年間もの過払い金が受け取ることが出来ず、相当な減額を強いられてしまいます。

そこで思い出していただきたいのが第1章に書いたことです。

そもそも過払い金とは何なのか？

第1章では「過払い金」とは、

「**利息制限法の超過利息分で、**

**その金額を元本に充当していくことによって発生した、**

**残存元本を上回った金額」**

と書きました。

ここで注目していただきたいのは、

**「過払い金は常に元本に充当されていく」**

ということです。

つまり、Aさんの例で説明すると、

**97年に1度完済した時、Aさんには既に過払い金が発生していたこととなります。**

**そして98年にもう一度借入れを起こした時には、その新規借入れ元本に以前の過払い金が充当されるため、契約は90年から2008年までつながっていると考えることができます。**

**要するに、新規借入れが以前の取引の最終取引日から10年以内であるならば過払い金は元本にどんどん充当されていくので一連の取引だと主張することが出来るのです。**

**これが、過払い請求での時効についての基本的な考え方です。**

**※補足**

**平成21年1月22日、約23年に及ぶ取引が一連のものだと最高裁によって認められた判例を紹介します。**

**この裁判は信販会社に対し、信販会社との間で23年に渡り借入限度額の範囲内で借入れと返済を繰り返して行ってきた男性への全ての過払い金を支払えという事を命じた裁判でした。**

**問題になった点は、23年間に借入れをしていない期間が4度あり、その取引において消滅時効の起算点はいつなのかということでした。**

**以下、裁判要旨となります。**

**継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約が、借入金債務につき利息制限法1条1項所定の制限を超える利息の弁済により過払金が発生したときには、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含む場合は、上記取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、上記取引が終了した時から進行する。**

**以上のようにこの裁判では23年間の取引が一連のものと認められ、裁判所は信販会社に対し23年間の過払い金の全額返還を命じました。**

**この判決の考え方が今後も通じるのであれば、1個の基本契約に基づいて継続的に借入れと返済を繰り返す金銭消費貸借契約の場合、途中で空白の期間があっても一連の取引と認められることとなります。**

**例えば、一番初めの契約でもらったカードを使い続けているのであれば途中で借りていない時期があろうと消滅時効の起算点は最後の取引終了時から発生するということとなります。**

**反対に、期間の開いた2つの取引が一連の取引だとは認められなかった平成20年1月18日の最高裁での判例も紹介しておきます。**

**この裁判では利息制限法の上限金利を越えて業者に支払った過払い金を、3年後に再び同じ業者から借れた時の元本に充当できるかどうかというのが争点となりました。**

**この裁判で最高裁は、第1取引と第2取引のフラックが3年あること、第1取引と第2取引においての契約利率が異なることを理由に、それぞれの取引は一連の取引とは言えず第1取引の過払い金は第2取引の元本には充当されないという判決を出しました。**

**この裁判で最高裁が示した判断基準は次の通りです。**

- ① 第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が行われた期間の長さ
- ② 第1取引終了後、第2の契約の最初の貸付けまでの期間
- ③ 第1の基本契約についての契約書の返還の有無
- ④ カードが発行されている場合にはその失効手続の有無
- ⑤ 第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況
- ⑥ 第2の基本契約が締結されるに至る経緯
- ⑦ 第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等

今後の裁判でも以上のことが総合的に判断され、取引が一連であるか別個であるかが判断されると思います。

時効が争点となる人にとっては難しい課題ですが、これから出てくる判例も参考にしながら取組んでください。

## **(2) 「推定計算」**

**納得いかない気持ちは分かります・・・**

**業者が取引履歴を開示しないがために推定計算をしたのに、それに対して反論を言ってくるなんておかしな話ですよ。**

**そんな時は業者に対し、もう一度取引履歴の開示請求をします。**

**それでもだめなら裁判所に**文書提出命令**の申し立てをします。**

**この命令には開示を行わないと推定計算の結果が妥当であると裁判所に認めさせることが出来るため非常に大きな効果をもたらします。**

**しかし中には「取引履歴の保存は10年」と法律があるのにも関わらず破棄をしてしまったという悪徳な業者も存在します。**

**そういった場合には、領収書や入出金が記録された銀行通帳といった過去の残高の証拠となる物を出来る限り準備してください。**

**裁判は証拠を元に審議が進みますので、もちろん証拠が多ければ多いほど推定計算に対しての信憑性が増し有利になります。**

### **(3) 「みなし弁済」と「悪意の受益者」**

**「みなし弁済」と「悪意の受益者」については過払い金返還請求では最も重要な課題となります。**

**なぜなら「みなし弁済」が裁判によって認められたなら、そもそも過払い金は発生しないことになり、また「悪意の受益者」でないのなら5%の利息まで返還する必要がないからです。**

**被告である貸金業者はもちろん一銭たりとも過払い金を払いたくないのでこれらを主張してくるようになります。**

**この2つの争点に関しては、これからも法廷での解釈が変わってくる可能性があるため、各人がしっかり理解し、どういったことなのかを頭に叩き込んでおいてください。**

・ **みなし弁済**

「みなし弁済」とは、ある一定の条件をクリアしている事を条件に、  
利息制限法の法定利息を超える貸付でも有効だということです。

**貸金業法 第43条**

貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息制限法第1条第1項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは、当該超過部分の支払は、同項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす。

みなし弁済が認められる条件には以下のものがあります。

- ① 貸金業登録をした業者であること。
- ② 貸金業者に対する利息、または損害金の場合。
- ③ 利息制限法1条1項に定めた法定利息を超えた金銭を、  
任意に支払った場合。

- ④ 契約の際に貸金業法第17条の要件を満たす書面（契約書）を交付していること。
- ⑤ 弁済（返済）を受けた際に、その都度、直ちに、貸金業法第18条の要件を満たす書面（受取証書）を交付していること。

みなし弁済が認められるためには業者はこれらの要項を立証しなければなりません。

しかし実際には、業者にとってこれらを全て立証することは極めて難しく、さらに2006年1月13日の最高裁において、「借手は利息制限法1条1項に定めた法定利息を超えた金銭を、任意に支払ったとは言えない」と判断されたため業者による主張・立証は封印されました。

今後の裁判においても、みなし弁済が認められることはほぼ無いと思いますが、可能性が0ということではないので理解しておいてください。

## **貸金業法 第17条**

**貸金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。**

- 1. 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所**
- 2. 契約年月日**
- 3. 貸付けの金額**
- 4. 貸付けの利率**
- 5. 返済の方式**
- 6. 返済期間及び返済回数**
- 7. 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容**
- 8. 日賦貸金業者である場合にあっては第14条第5号に掲げる事項**
- 9. 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項**

## **貸金業法 第18条**

**貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。**

**1. 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所**

**2. 契約年月日**

**3. 貸付けの金額**

**(保証契約にあっては、保証に係る貸付けの金額。**

**次条及び第21条第2項第4号において同じ。)**

**4. 受領金額及びその利息、**

**賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額**

**5. 受領年月日**

**6. 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項**

・ **悪意の受益者**

**民法 第704条**

**悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。**

**この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。**

**業者が利息制限法を越した利息で借手と契約を結び、違法と知っていながら不当な利息を取り続けていた（悪意の受益者）のかどうかによって5%の利息を付す事ができるかどうか変わってきます。**

**法律でいう「悪意」とは、「知っていた」のかどうかだけでなく、「知っているべきもの」も含まれます。**

**よって、貸金業を営む法律を熟知した（熟知しているべき）業者にとっては立証する際にタダ「知らなかった」では通用しないのです。**

**最高裁の平成 19 年 7 月 13 日の判決においても、**

**「貸金業者が利息制限法 1 条 1 項所定の制限を超える利息を受領したが、その受領につき貸金業の規制等に関する法律 43 条 1 項（みなし弁済）の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法 704 条の悪意の受益者であることが推定される」と判断されました。**

**一方、平成 21 年 7 月 10 日の最高裁の判決では、**

**「期限の利益喪失特約の下での利息制限法所定の制限を超える利息の支払の任意性を否定した最高裁判所の判決以前に貸金業者が同特約の下で制限超過部分を受領したことのみを理由に、当該貸金業者を民法 704 条の「悪意の受益者」と推定することはできない」と判断されたことも覚えておいてください。**

**これは、極めてめずらしい判決だと思えます。**

**確かに「悪意の受益者と推定することはできない」という判決も出ていますが被告である業者が「悪意ではない」と証明するためには、みなし弁済が認められる事を立証しなければならない為、業者が悪意ではないと主張してきた時には、まずはみなし弁済は認められないというところから理論立て丁寧に説明していきましょう。**

## ⑪ 裁判が終わったら・・・

### (1) 訴訟費用の請求

途中で和解をすること無く判決まで至り勝訴した場合には、  
判決文に以下の文面が含まれています。

**「訴訟費用は被告の負担とする」**

民事訴訟では、訴訟費用は敗訴者が負担するとされています。

**民事訴訟法 第61条**

**訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。**

この場合には、今回の裁判でいくらのお金が掛かったのかをまとめた「訴訟費用確定処分の申立書」を提出し申立てをしましょう。

請求できるものは以下の通りです。

(詳細や分からない事は、担当書記官に尋ねてください)

- ・ **訴えの提起手数料**
  - 訴状に貼った収入印紙の額
- ・ **訴状等の作成及び提出費用**
  - 訴状、準備書面等を1通として、5通までは1500円
  - 通数が一定数(15通)を超えるごとに1000円加算
- ・ **代表者事項証明書交付費用**
- ・ **訴状副本及び第1回口頭弁論期日呼出状各送達費用**
- ・ **原告日当**
  - **3950円×公判期日回数**
- ・ **原告交通費**
- ・ **判決正本送達費用**
- ・ **訴訟費用額確定処分正本送達費**

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年（〇）第〇〇号  
不当利得返還請求事件

原告 〇〇〇〇  
被告 株式会社〇〇〇〇

〇〇簡易裁判所 御中

〒〇〇〇—〇〇〇〇  
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇—〇  
申立人 〇〇〇〇  
電話番号 〇〇〇〇〇〇

#### 訴訟費用額確定処分の申立書

上記当事者間の頭書事件につき，平成〇〇年〇〇月〇〇日原告勝訴，  
訴訟費用全部被告負担，判決があり確定したので，被告の負担すべき訴訟費用  
額の確定を求めるため，申し立てします。

付属書類  
費用計算書 1通

## 費用計算書

被 告 株式会社〇〇〇〇負担分 合計 〇万〇〇〇〇円

(内 訳)

1 訴え提起手数料 (少額訴訟)	〇〇〇〇円
2 訴状・同副本書記料	〇〇〇〇円
3 代表者事項証明書交付費用及同送付費用	〇〇〇〇円
4 訴状副本及び第1回口頭弁論期日被告呼出状各送達費用	〇〇〇〇円
5 原告出頭日当	〇〇〇〇円
6 原告出頭旅費	〇〇〇〇円
7 判決正本送達費用	〇〇〇〇円
8 訴訟費用確定処分正本送達費用	〇〇〇〇円

合計〇万〇〇〇〇円

## **(2) フラックになっていないかを確認**

**過払い請求が無事終わりましたら、念のためご自身で個人信用情報を取得しご自身の情報を確認してください。**

**事故情報が登録されている場合は業者に対し削除依頼を行ないます。まずは業者に電話で削除を依頼し、それでも削除してもらえない場合には書面にて申立てを行ないましょう。**

**事故情報をそのままにしておくと、金融機関からの新規借入れを断られたりクレジットカードが作れない等の不便が起きます。**

**(請求後も元本が残っているものは任意整理であり、**

**事故情報は消えません。)**

・ **個人信用情報機関一覧**

個人信用情報は、各機関に直接出向くか郵送により取得できます。

詳しくは各機関のホームページでご確認ください。

現在各情報機関において情報の一元化を目指していますが、まだ完璧には成されていないのでそれぞれの機関において取得することを勧めます。

① **C I C**

<http://www.cic.co.jp/>

② **全国銀行個人信用情報センター**

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

③ **J I C C**

<http://www.jicc.co.jp/>

なお、これまでの全国信用情報センター連合会（全情連）と

CCBの個人信用情報はJ I C Cにて取得することができます。

# 事故情報取消申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社 御中

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇—〇

氏名 〇〇〇〇

不当利得返還請求事件の事件番号

私は、不当利得返還請求事件、平成〇〇年（〇）第〇〇号において、貴社との和解が成立しましたが、この度、〇〇〇〇において私の個人情報を確認した所、事故情報との記載がありました。

事故情報が登録されていた機関名

今回の不当利得返還請求においては、これまで貴社が不当に得ていた過払い金を、貴社から返還していただいただけであり、これは債務整理ではありません。

よって、今回登録されていた事故情報は間違った記録ですので、即刻、削除をしてください。

本書面到着後、14日以内に削除をし、30日以内に〇〇〇〇での確認が取れるようお願いいたします。

事故情報が登録されていた機関名

なお、期日を過ぎても削除がなされない場合には、金融庁への行政指導の申立てを行いません。

## **おわりに・・・**

**お疲れ様でした。**

**ここまで辿り着くにはかなりの時間と労力を要したのではないかと  
思います。**

**そしてその中で「過払い請求」によって人生が大きく変わったとい  
う方も多いのではないのでしょうか・・・**

**「借金」**

**それは簡単に作ることが出来て、簡単に返すことが出来ない恐ろし  
いものです。**

**これまで長年に渡り借金と付き合ってきた方々は、今回その事を十  
分理解していただけたことでしょう。**

**本当にお疲れ様でした。**

**「債務整理・自己破産」ガイド**